（割当を受けた者）（※2）（以下「甲」という。）及び（新規上場申請者）（※3）（以下「乙」という。）は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 年 月 日（※4）割当予定の乙株式（以下「本件株式」という。）（株式数）（※5）株に関し、以下のとおり確約する。

　なお、本件株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権についても本件株式に含むものとする。

第１条 甲は、本件株式の割当を受けた日である 年 月 日（※6）からその上場後６か月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、甲が乙に対して当該事由により本件株式の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

(1) 甲の経営又は資産の状態が著しく悪化した場合

(2) 本件株式の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

第２条 甲は、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、乙に報告する。

２　甲は、乙が名証から本件株式の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件株式の所有状況について乙から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について乙に報告する。

３ 乙は、甲の本件株式の譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請した日以後上場後６か月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）までの間に行われたときには譲渡後直ちに、当該譲渡の内容を記載した書類を名証に提出し、名証から本件株式の所有状況について照会を受けた場合には遅滞なく、当該所有状況を名証に報告する。

４ 甲は、乙が本件株式の譲渡又は所有状況に関する内容について名証に報告することに同意し、甲及び乙は、名証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

第３条 乙は、上場計画を変更し、本件株式の割当を受けた日が新規上場申請日の直前事業年度の末日の１年前の日以後の期間に入らないことが確定したときはその旨を、甲に対して文書で通知することとする。

２ 前項の通知を受けた場合は、前２条の規定は効力を失う。

第４条 乙が新規上場申請を行う場合、本確約書の写し又は内容は、新規上場申請書類に添付されるものとする。

２ 甲及び乙は、名証が本確約書の写し又は内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約書の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

 年 月 日（※7）

甲 （住　　所） 　 （※8）

（氏 名） 印（※9）

乙 （住 所）

（氏 名） 印（※9）

（2021.9.1）

（記載上の注意事項）

※１．新株の割当を受けている場合には、（株式）と記載されている参考様式を、新株予約権の割当を受けている場合には、（新株予約権）と記載されている参考様式を、ストックオプションとしての新株予約権の割当を受けている場合には、（ストックオプションとしての新株予約権）と記載されている参考様式を、それぞれ利用してください。なお、ここで定義されるストックオプションとしての新株予約権とは、新規上場申請者が「役員又は従業員等（注）」に対して報酬として発行した新株予約権をいいます。

（注） 「役員又は従業員等」とは、①新規上場申請者の役員又は従業員、②新規上場申請者の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や契約社員及び入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。

※２．括弧内に割当取得者の氏名を記載してください。

※３．括弧内に新規上場申請者の会社名を記載してください。

※４．前文における日付記入欄には、割当を受けた日付を記載してください（上場前の公募・売出しと並行して行われる第三者割当（公募・売出しにおける発行価格と同一の条件の場合に限る。）について確約する場合は、割当予定日の日付を記載してください。）。

※５．前文における（株式数）記入欄には、取締役会で付与された株式数を記載してください（上場前の公募・売出しと並行して行われる第三者割当（公募・売出しにおける発行価格と同一の条件の場合に限る。）について確約する場合は、割当予定株式数を記載してください。なお、確約時点における予定数であることが分かるような記載を適宜追加いただくことも可能です。）。

※６．第１条における日付記入欄には、（※４）と同じ日付を記載してください。

※７．確約締結日を記載してください。割当を受けた日付以前に確約の締結が行われていない場合には、原則として新規上場申請の不受理又は取消しとなります。

※８．本確約書の写しを名証に提出する場合、個人の割当取得者については、市区町村以降の地番・住居表示を非表示とできます。ただし、黒塗りにするなど、非表示としたことが明示的となるようにしてください。

※９. 記名押印に漏れがあるなど、確約書が適切に締結されていない場合は、原則として新規上場申請の不受理又は取消しとなります。記名押印に代えて署名を行う場合は、確約書本文の「記名押印」を署名と書き換えてください。また、本確約と同じ内容を電子契約等で行うことも可能です。

※10．本確約書の写しを名証に提出する場合は、この（記載上の注意事項）の添付の必要はありません。